

第5章 預金債権を「相続させる」旨の遺言と遺言執行者の職務権限

加 毛 明

I はじめに

1 検討対象⁽¹⁾

預金債権を特定の相続人（「受益相続人」）に「相続させる」旨の遺言において、遺言執行者が指定されていた場合、就職を承諾した遺言執行者は、当該遺言の執行についていかなる権限を有し、職務を負担するか。いわゆる「相続預金」の取扱いについては実務・学説上も古くから議論されてきたが、高齢社会の進展に伴って、その重要性はますます増加している⁽²⁾。また遺言による相続人への財産処分については「相続させる」旨の遺言が広く利用されており、預金債権がその対象とされた場合の金融機関の対応が関心を集めている。とりわけ「相続させる」旨の遺言において遺言執行者が指定されている場合に、遺言執行者がいかなる職務権限を有するか（預金の払戻しを請求できるかなど）をめぐって議論の対立がみられる⁽³⁾。

さらに、平成27年4月に設置された法制審議会民法（相続関係）部会では、以上に関連する諸問題——可分債権の相続の仕組み、「相続させる」旨の遺言による財産処分の対抗、遺言執行者の職務権限など——が審議の対象とされ、現在の法状況に重要な変更を迫る改正も提案さ

-
- (1) 本稿のもとになった平成25年度金融法務研究会の報告は「遺言執行と債権・債務」と題するものであったが、預金債権を「相続させる」旨の遺言の重要性に鑑み（研究会の議論も主としてこの点に集中したことから）、本稿では対象を限定して検討を行うこととした。
 - (2) 平成24年度金融法務研究会においても、預金債権の共同相続が検討対象の1つとされ、野村豊弘教授による研究成果が公表されている（野村豊弘「預金債権の共同相続」『金融法務研究会報告書25号 近時の預金等に係る取引を巡る諸問題』（2015年）13頁）。
 - (3) この問題に関する近時の文献として、飯田敏彦「相続預金払戻しに関する遺言執行者の権限」公証法学37号105頁（2007年）、小坪真史「『相続させる』趣旨の遺言と預金債権」月報司法書士461号10頁（2010年）、雨宮則夫「遺言執行者の職務権限について」判タ1380号29頁（2012年）、赤沼康弘「遺言の執行実務に関する諸問題」判タ1380号41頁（2012年）、犬伏由子「遺言執行に関する諸問題——遺言の執行と遺言執行者の権限について」判タ1380号54頁（2012年）。また公正証書遺言の遺言執行者の職務権限（相続預金の払戻しの可否）について、金融実務と公証実務の見解の相違を示すものとして、木内是壽「日本公証人連合会から全国銀行協会宛の『公正証書遺言に基づく預金の払戻し等についての要望』について」判タ1163号93-4頁（2005年）、渡邊剛男「木内是壽氏の『日本公証人連合会から全国銀行協会宛の『公正証書遺言に基づく預金の払戻し等についての要望』について』と題する論文について」判タ1181号107-8頁（2005年）。

れている。そこで本稿では、預金債権を「相続させる」旨の遺言と遺言執行者の職務権限について、現在の判例法理を前提とする法律論を検討するとともに、法制審議会民法（相続関係）部会における立法提案についても適宜言及することとする。

2 問題の所在——下級審裁判例を素材として

預金債権を「相続させる」旨の遺言の遺言執行者に預金の払戻し権限を否定した下級審裁判例として、東京高判平成15年4月23日金法1681号35頁（「平成15年東京高判」）が存在する⁽⁴⁾。本稿の検討課題の具体的内容を明らかにするために、まずこの判決を検討することから始めよう。

訴外AはY1銀行に対して預金債権を、Y2会社に対して抵当証券持分を有していた。Aは、全財産を長女Xと次女Bに持分2分の1ずつ相続させること、及びXを遺言執行者に指定することを内容とする遺言を作成した。Aの死亡後、Xが遺言執行者に就職したが、Aの長男ZはX及びBに対して遺言無効確認請求訴訟（別訴）を提起した（本判決の時点で係属中であつた）。Xは遺言執行者としての資格に基づき、Y1に対して預金の払戻し、Y2に対して抵当証券持分に係る買戻し代り金の支払い（「預金の払戻し等」⁽⁵⁾）を請求した。これに対してY1及びY2は、共同相続人全員の同意がなければ支払いに応じることができないとして支払いを拒絶した。そこで、XがY1及びY2に対して預金の払戻し等を求める訴えを提起した（なお、ZはYらの補助参加人として訴訟に参加している）。

原審のさいたま地判平成14年8月28日金法1681号38頁は、原則として遺言執行者の預金の払戻し等に関する権限を肯定しながらも、遺言の方式が紛争の生じやすい自筆証書遺言⁽⁶⁾であること、遺言執行者Xが共同相続人の1人であつて利害関係が大きいこと、Yらが相続人間に相続についての紛議があることを了知していたことを総合考慮すれば、相続人全員の同意書又は遺言書が真正に成立したことを確定する書面の提示がない場合に、Yらが支払いを拒絶することもやむをえないとした。

このように原審判決がYらによる支払い拒絶の可否の問題として事件を解決したのに対して、本判決は、遺言執行者Xの預金の払戻し等に関する権限の有無を正面から論ずる。まず本

(4) 遺言執行者の預金の払戻し権限を肯定した下級審裁判例としては、後述する東京地判平成24年1月25日金判1400号54頁が存在するほか、債権の準占有者に対する弁済（民法478条）における金融機関の過失判断との関係でこれを肯定するものとして東京高判平成11年5月18日金判1068号37頁がある。

(5) 本判決は預金の払戻しと抵当証券持分に係る買戻し代り金の支払いを同様に扱うが、後述（Ⅱ1②）する近時の判例の展開を前提とすれば、両者に異なる法律論が妥当する可能性があることには注意が必要である。

(6) 原審判決では「秘密自筆遺言書」とされているが、本判決は「自筆証書による遺言書」とする。

件の「相続させる」旨の遺言の趣旨は、XとBという2人の相続人に対し、相続開始と同時に遺産分割手続を経ることなく、全ての遺産を持分各2分の1の割合で包括的に取得させるものであるとする。そして「本件遺言が有効であるとすれば、その相続財産であり、かつ、可分の金銭債権である本件預金等や本件買戻し代り金について、当該相続人二名が当然に各二分の一というその持分割合に応じて分割承継してこれを取得するものというべきである」とする。そのうえで、遺言執行者Xの職務権限について次のように述べる。「本件預金等の払戻しや本件買戻し代り金の支払について遺言執行の余地が生じることはなく、遺言執行者は、遺言の執行としてY1又はY2に対し払戻し又は支払を求める権限を有し、又は義務を負うことにはならないといわざるを得ない」。このように本判決は、「相続させる」旨の遺言によって、受益相続人が、相続開始と同時に、預金の払戻し等にかかる債権を当然に分割取得するので、当該債権について遺言執行者が執行すべき事務を観念できないとする。そして、受益相続人であるX及びBがYらに対して持分割合に応じた給付訴訟を提起できることを理由に、遺言執行者としてのXは本件訴訟の原告適格を有しないと結論付けたのである⁽⁷⁾⁽⁸⁾。

本判決の採用した論理——不動産を「相続させる」旨の遺言に関する判例法理（後述Ⅳ1）の影響がみられる——によれば、遺言執行者の職務権限は「相続させる」旨の遺言によって受益相続人が承継した権利・法的地位の内容に依存することになる。受益相続人の権利・法的地位次第で、預金を受益相続人に取得させるという遺言者の意思の実現のために、いかなる遺言執行が必要とされるかが異なってくるからである。そこで以下では、「相続させる」旨の遺言による権利承継の法的仕組み（Ⅱ）と、対抗要件の要否（Ⅲ）について検討したうえで、遺言執行者の職務権限の存否及び内容について考察を加えることとしたい（Ⅳ）⁽⁹⁾。

Ⅱ 権利承継の法的仕組み

1 法定相続による場合

①判例及び批判

-
- (7) もっとも本判決の主文は控訴棄却であり、訴え却下ではない。この点で本判決には理由と結論に齟齬があると批判される（水野紀子＝岡部喜代子＝吉岡毅「遺言に基づく預金債権の払戻請求に対する金融機関の対応について」金法1783号33頁（2006年））。
- (8) さらに本判決は、遺言無効確認請求訴訟が係属中であることを前提として、XがYらに対して「遺言の有効を対抗し得ることを証明する文書」を提示した事実がないことを理由に、XがYらに預金の払戻し等を請求することは許されないことを付言する。
- (9) 本稿は、金融機関が相続預金を無権限の遺言執行者に払い戻した場合における金融機関の免責の問題（民法478条）について検討しないが、この点は、金融機関の過失判断の前提として、遺言執行者がいかなる場合に預金の払戻し権限を有するかという問題と密接に関連する。

まず前提として、法定相続による預金債権の承継についてみていこう。預金債権は可分債権（可分な給付を目的とする債権⁽¹⁰⁾）であるが、判例は可分債権の法定相続について、相続と同時に共同相続人に分割帰属するという立場を採用する。戦後のリーディング・ケースである最判昭和29年4月8日民集8巻4号819頁（「昭和29年最判」）は、不法行為債権の相続が問題となった事案において「相続人数人ある場合において、その相続財産中に金銭その他の可分債権あるときは、その債権は法律上当然分割され各共同相続人がその相続分に応じて権利を承継するものと解するを相当とする」とした⁽¹¹⁾。この一般論——「当然分割帰属説」などと呼ばれる——は預金債権にも妥当する⁽¹²⁾。最判平成16年4月20日家月56巻10号48頁（「平成16年最判」）は、共同相続人の1人が相続財産に属する郵便貯金の払戻しを受けたという事案について、他の共同相続人による不法行為に基づく損害賠償請求又は不当利得に基づく返還請求を基礎づける前提として、昭和29年最判を踏襲したのである。

以上の判例法理に対しては、かねてより有力な批判が存在した⁽¹³⁾。預金債権についていえば、一方で、遺産分割に際して預金債権は現金と同様に相続人間の調整の手段として有用であるにもかかわらず、判例法理によれば預金債権が遺産分割の対象から除外されてしまうことが問題とされる⁽¹⁴⁾（実務上、預金債権を遺産分割の対象に含めるためには、相続人全員の合意が必要であるとされる⁽¹⁵⁾）。他方では、預金債権の分割相続によって債務者である金融機関が相続争いに巻き込まれることへの懸念が表明される⁽¹⁶⁾。そこで学説においては、例えば、預金債権が

-
- (10) 「可分債権」という言葉の多義性については、中田裕康「投資信託の共同相続——補論とともに」『金融法務研究会報告書25号 近時の預金等に係る取引を巡る諸問題』（2015年）45-6頁。
- (11) 戦前においても、大判大正9年12月22日民録26輯2062頁は、遺産相続人の1人が保険会社に保険金請求権を行使し、その当事者適格が争われた事案について、「遺産相続人数人アル場合ニ於テ其相続財産中ニ金銭債権存スルトキハ其債権ハ法律上当然分割セラレ各遺産相続人カ平等ノ割合ニ応シテ権利ヲ有スルコト民法第四百二十七条ノ法意ニ徴シ洵ニ明白ナリ」と判示していた。
- (12) さらに不動産賃料債権についても、判例は、各相続人が相続分に従って分割単独債権を確定的に取得し、事後的な遺産分割の影響を受けないとする（最判平成17年9月8日民集59巻7号1931頁）。
- (13) 判例法理を批判的に検討する近時の論稿として、伊藤栄寿「共同相続における預金債権の取扱い」名法250号155頁（2013年）、川地宏行「共同相続における預金債権の帰属と払戻」名法254号907頁（2014年）、小粥太郎「遺産共有法の解釈——合有説は前世紀の遺物か？」論究ジュリ10号112頁（2014年）、窪田充見「金銭債務と金銭債権の共同相続」論究ジュリ10号119頁（2014年）（水野紀子編著『相続法の立法的課題』（有斐閣・2016年）151頁所収）、山下純司「共同相続における財産権帰属の判例法理」金法2009号43頁（2015年）、松原正明「実務における可分債権の処理」水野紀子編著『相続法の立法的課題』（有斐閣・2016年）263頁。
- (14) 伊藤・前掲注（13）159頁。ここでは、預金債権と同様の機能を果たす金銭について、相続人が相続分に相当する金銭の支払を求めることができないとする判例（最判平成4年4月10日家月44巻8号16頁）の存在が指摘される。
- (15) 松原・前掲注（13）271-3頁。
- (16) 伊藤・前掲注（13）162頁。

共同相続人の準共有となるとする見解が主張されることになる⁽¹⁷⁾。

②近時の判例の展開

そして近時の判例の展開には、従前の判例の立場に再考を促す契機を見出すことができる。まず、預金債権の相続とは区別した形で、預金契約上の地位の相続について論じる判決が登場している。最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁（「平成21年最判」）は、被相続人の死亡により普通預金及び定期預金を法定相続した共同相続人の一部が金融機関に対して預金取引経過の開示を請求したという事案において、「預金者が死亡した場合、その共同相続人の一人は、預金債権の一部を相続により取得するとどまるが、これとは別に、共同相続人全員に帰属する預金契約上の地位に基づき、被相続人名義の預金口座についてその取引経過の開示を求める権利を単独で行使することができる（同法〔民法〕264条、252条ただし書）というべきであ〔る〕」とした。ここでは預金取引開示請求権が預金契約に基づく権利であることを前提としつつ、預金債権の相続とは別個に観念される預金契約上の地位の相続を根拠として共同相続人による預金取引開示請求が認められた。そして民法264条及び252条ただし書が引用されることから、判例は、預金契約上の地位が共同相続人の準共有となり（民法264条本文）、共同相続人が保存行為として取引経過開示請求権を行使できる（民法252条ただし書）としたものと理解されている⁽¹⁸⁾。注意を要するのは、預金債権の帰属主体と預金契約上の地位の帰属主体が分離しうるかである。この点は特に「相続させる」旨の遺言について問題となる。

次に相続財産に含まれる一定の金融商品について、相続開始による当然分割を否定する最高裁判決が登場している。すなわち、定額郵便貯金債権に関する最判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁、株式・委託者指図型投資信託受益権・外国投資信託受益権・個人向け国債に関する最判平成26年2月25日民集68巻2号173頁である⁽¹⁹⁾。このうち、定額郵便貯金と個人向け国債について当然分割が否定される根拠は、法令の解釈上、各共同相続人が個別に権利行使することが予定されていないことに求められる⁽²⁰⁾。そこで、これらの判決を契機として、契約の内容（又は当事者の特約）に基づいて、共同相続人による個別の権利行使が否定される債権を発

(17) 米倉明「銀行預金債権を中心としてみた可分債権の共同相続——当然分割帰属なのか」法学雑誌ター
トノヌマン6号41-7頁（2002年）。

(18) 石綿はる美「判批〔最判平成21年1月22日民集63巻1号228頁〕」法協128巻1号262頁（2011年）、川地・
前掲注（13）921頁、山下・前掲注（13）47頁。

(19) さらに、委託者指図型投資信託受益権に基づいて発生した収益分配金及び元本償還金について、そ
れらの預り金の返還を求める債権が相続分に応じて分割されることはないとした最判平成26年12月12
日集民248号155頁が存在する。

(20) 山下・前掲注（13）48頁。

生させることができるかという問題がクローズ・アップされることになる⁽²¹⁾。

以上の判例の展開を受けて、学説上は、預金の相続について、預金債権と預金契約上の地位の関係に着目する見解が有力化している。一方では、預金債権の帰属と預金契約上の地位の帰属を分離すべきではないとして、預金契約上の地位、預金口座、預金債権のいずれについても共同相続人の準共有となすとする見解が主張される⁽²²⁾。この見解は、預金の払戻しの前提として預金契約を解約する必要があるが、それは共有物の変更（民法251条）に該当するので共同相続人全員の同意が必要であるとする⁽²³⁾。他方で、預金契約の性質に応じて、預金債権が分割帰属するか否かが決定されるとする見解も存在する。それによれば、普通預金はいつでも一部の払戻しが可能である以上、相続によって預金債権は分割帰属し、共同相続人は金融機関に払戻しを請求できる⁽²⁴⁾。これに対して、定期預金については満期前に払戻しを請求する権利が預金者に認められるわけではない（定期預金の解約は、預金者と金融機関の合意によるものと解される）。それゆえ定期預金が相続された場合に共同相続人は単独で金融機関に対して払戻しを請求できるわけではないので、定期預金債権が共同相続人に分割帰属すると考えるべきではないとされる⁽²⁵⁾。

③民法（相続関係）改正

可分債権に関する判例法理に対する批判を前提として、法制審議会民法（相続関係）部会においても、可分債権の遺産分割における取扱いが検討されている⁽²⁶⁾。そこでは、可分債権を遺産分割の対象に含めることを前提としたうえで、㊦遺産分割前における各相続人の権利行使を認めつつ、遺産分割における具体的相続分算定の際に、可分債権の相続開始時の金額を相続財産の額に含める（遺産分割終了時までには弁済を受けた金額を具体的相続分から控除し、その金額が具体的相続分を超過する場合には当該相続人に金銭支払債務を負担させる）ものとする改正案（甲案）と、㊧遺産分割終了まで、各相続人は、共同相続人全員の同意がある場合を除いて可分債権を行使できないとする改正案（乙案）が、検討の対象とされている。甲案は判例法

(21) 中田裕康「判批〔最判平成22年10月8日民集64巻7号1719頁〕」法協129巻11号2767-9頁（2012年）（「共同債権」概念を提唱する）、伊藤・前掲注（13）168-9頁。

(22) 川地・前掲注（13）932-3頁。

(23) 川地・前掲注（13）933頁。預金債権を準共有する共同相続人と債務者との関係では、預金債権は不可分債権としての性質を有するとしつつ、履行請求に債権者全員の同意が必要とされる点で修正を受けるものとする（933-4頁）。

(24) 伊藤・前掲注（13）171頁。

(25) 伊藤・前掲注（13）172-3頁。

(26) 「民法（相続関係）部会・資料9・その他の見直しについて」（<http://www.moj.go.jp/content/001172185.pdf>）1頁。改正提案に対する金融実務の評価として、浅田隆「相続預金に関する改正提案——法制審議会民法（相続関係）部会における銀行界提案を中心に」金法2030号8頁（2015年）。

理からの乖離が少なく、判例実務に受け入れられやすいと考えられるのに対して、金融実務界からは乙案を採用したうえで預金の仮払い制度を整備することが提案されている⁽²⁷⁾。乙案によれば、遺産分割終了まで債権の準共有と類似した状態が生じることになるが、遺産分割終了までの共同相続人間の法律関係は必ずしも明確ではない。なお近時の判例・学説における議論の展開を前提とすれば、契約に基づく債権について債権の相続と契約上の地位の相続との関係も問題となるが——甲案・乙案がともに可分債権一般を対象とするためか⁽²⁸⁾——この点に関連する改正提案は示されていない。

2 「相続させる」旨の遺言による場合

次に「相続させる」旨の遺言によって預金債権が相続人に承継される場合についてみていこう。最判平成3年4月19日民集45巻4号477頁（「平成3年最判」）は、不動産（土地）を「相続させる」旨の遺言について、特段の事情がない限り、遺産の分割の方法を定めた遺言（民法908条）であるとした。そして相続人は当該遺産分割方法の指定に拘束され、これと異なる遺産分割の協議・審判をなし得ないため、受益相続人は相続開始の時に対象財産を相続により承継することになる。「相続させる」旨の遺言による処分の対象財産は、遺産分割手続を経ることなく、受益相続人に帰属するのである。

この判例法理を前提として、預金債権を「相続させる」旨の遺言についてみていこう。近時の判例・学説の展開を踏まえれば、預金債権の承継と預金契約上の地位の承継の双方について検討する必要がある。まず預金債権の承継については、平成3年最判に基づき、受益相続人は相続開始と同時に相続を原因として預金債権を取得するものと解される⁽²⁹⁾。遺産分割手続を経ることなく相続人が預金債権を取得するという点では、可分債権の法定相続に関する判例法理と同様の帰結をもたらすことになる。しかし「相続させる」旨の遺言において複数の受益相続人が指定されていた場合には——平成15年東京高判はそのような事案であった——、預金債権が受益相続人に当然に分割帰属するわけではない。法定相続とは異なり、「相続させる」旨の遺言による場合、受益相続人間の法律関係は第一次的には遺言の内容（被相続人の意思）に基

(27) 浅田隆委員「可分債権の取扱い（相続預金）等に関する意見」（<http://www.moj.go.jp/content/001172186.pdf>）7-9頁。

(28) もっとも、可分債権には、預金債権や売買代金債権のように、その存否・金額が比較的明確な債権と、不法行為に基づく損害賠償請求権や不当利得返還請求権のように、その存否・金額に争いがありうる債権が含まれることから、それらを一律に遺産分割の対象としてよいかという問題は指摘されている（「民法（相続関係）部会・資料5・相続法制の見直しに当たっての検討課題（4）」（<http://www.moj.go.jp/content/001159605.pdf>）2頁）。

(29) 野村・前掲注（2）21頁。

づいて決まると考えられるからである。預金債権が受益相続人に分割帰属するには、遺言の解釈によってそのことを導く必要がある⁽³⁰⁾。反対に、遺言の内容次第では、預金債権が複数の受益相続人の準共有となることもあると考えられる。そしてその場合、預金の払戻しは債権の消滅をもたらすので、共有物の変更に準じて、受益相続人全員が同意したうえで金融機関に対して請求する必要があると解される（民法251条参照）。

他方で、預金契約の当事者である被相続人は、金融機関に不利益を及ぼす形で、預金債権の性質を一方的に変更することはできないと解されることにも注意が必要である。それゆえ、預金契約の内容が預金債権の分割を想定しておらず⁽³¹⁾（あるいはより積極的に分割を禁止しており）、そのような契約が相続法理との関係で有効と認められるのであれば⁽³²⁾、遺言によって複数の受益相続人に預金債権を分割することはできないことになる。この場合の預金債権の行使にも、受益相続人全員の同意が必要になると考えられる。

次に、預金契約上の地位の承継についてみていこう。平成21年最判のように預金債権と預金契約上の地位を区別して考える場合、「相続させる」旨の遺言によって預金債権が受益相続人に帰属する一方で、預金契約上の地位は共同相続人全員に承継されるという考え方もあり得る。しかしながら、預金債権を「相続させる」旨の遺言が存在する場合には、預金契約上の地位も受益相続人に承継されるものと解すべきである。預金債権を取得しない共同相続人に預金契約上の地位の承継を認めることは合理的な理由に乏しく⁽³³⁾、また被相続人の意思にも合致しないと考えられるからである。そして受益相続人が複数存在する場合には、前述の判例理解によれば、預金契約上の地位は受益相続人の準共有になるものと考えられる。それゆえ預金の払戻しの前提として預金契約の解約が必要とされるのであれば⁽³⁴⁾、解除権の不可分性（民法544条1項）に基づいて、受益相続人全員による解約が要求される。また金融機関との合意によって預

(30) それゆえ平成15年東京高判が、「相続させる」旨の遺言の趣旨が受益相続人に全財産を各持分2分の1の割合で包括的に取得させるものであるとしつつ、可分の金銭債権については受益相続人が当然に分割承継するとしたことには疑問が残る。

(31) 伊藤・前掲注(13)172-3頁は、定期預金契約の内容（払戻し請求の可否）に基づき、満期直前の定期預金債権が相続によって共同相続人に分割されることはないとする（前掲注(25)及びこれに対応する本文参照）。

(32) 中田・前掲注(10)は「契約者が死亡した場合の相続人との法律関係を契約ないし特約でどこまで自由に定めることができるかは、商品設計の自由と共同相続のあり方との関係を考慮しつつ、なお検討されるべき課題である」（45頁）とする。さらに、金融機関と預金者の特約については、消費者契約法10条との関係も問題となる（中田・前掲注(21)2769頁）。

(33) 石綿・前掲注(18)262-3頁。

(34) 川地・前掲注(13)914頁は、平成16年最判について、定額郵便貯金債権の払戻しの前提として定額郵便貯金の解約権が共同相続人にどのように帰属しているかが問題となるはずであったことを指摘する。

金契約を解約する場合にも、契約上の地位の消滅という効果が生じることから、共有物の変更準じて他の受益相続人の同意が必要になると考えられる（民法251条参照）。

以上のように、複数の受益相続人が全員で権利を行使すべき場合が存在する。この点に関連して、相続預金の払戻しに際して受益相続人全員の同意書を徴求するという銀行実務の取扱いには、適法な権利行使であることを確認する意味があると考えられる。

Ⅲ 対抗要件の要否

1 不動産の場合

①判例及び批判

次に「相続させる」旨の遺言による権利取得の対抗についてみていこう。不動産登記実務では、1970年代以降、「相続させる」旨の遺言による不動産取得について、相続を原因とするものであることを根拠として（旧不動産登記法27条、不動産登記法63条2項）、登記権利者である受益相続人が単独で登記申請することを認めてきた⁽³⁵⁾。遺贈された不動産の登記が受遺者と遺贈義務者の共同申請（旧不動産登記法26条1項、不動産登記法60条）によるのと異なる取扱いがなされてきたのである⁽³⁶⁾。このような登記実務を前提としつつ、最判平成14年6月10日家月55巻1号77頁（「平成14年最判」）は、「相続させる」旨の遺言によって不動産を取得する場合、受益相続人は登記なくして権利取得を第三者に対抗できるとした。その理由は、「相続させる」旨の遺言による権利の移転が法定相続分又は指定相続分の相続の場合と本質において異なるにことと求められる。判例は、相続人が法定相続分に基づいて取得した不動産持分を、登記なしに第三者に対抗することを認めるだけでなく（最判昭和38年2月22日民集17巻1号235頁）、被相続人の相続分指定によって相続人が取得した不動産持分についても登記なしに第三者に権利を対抗できるとする（最判平成5年7月19日家月46巻5号23頁（「平成5年最判」））。「相続させる」旨の遺言による不動産持分の取得は、これらの判例の延長線上に位置づけられるのである。

平成14年最判には様々な批判が向けられている⁽³⁷⁾。とりわけ、特定遺贈に関する先例との不整合が問題とされる。不動産の受遺者は権利取得を第三者に対抗するために登記の具備が要求

(35) 昭和47年4月17日民事甲第1442号法務省民事局長通達・登記関係先例集追加編VII179頁。農地について、昭和47年8月21日民事甲第3565号法務省民事局長回答・登記関係先例集追加編V783頁。

(36) 昭和33年4月28日民事局長心得通達・登記関係先例集追加編III261頁。

(37) 代表的なものとして、池田恒男「判批〔最判平成14年6月10日家月55巻1号77頁〕」判タ1114号82-3頁（2003年）、松尾知子「判批〔最判平成14年6月10日家月55巻1号77頁〕」判タ1114号89-90頁（2003年）。

されるからである（最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁、最判昭和46年11月16日民集25巻8号1182頁）。被相続人の意思に基づく財産処分である点で、「相続させる」旨の遺言は遺贈と性質を同じくするのであり、遺贈を超える効果を「相続させる」旨の遺言に認められる根拠が明らかでないといわれる⁽³⁸⁾。遺言の内容を知らない第三者を保護するため（取引安全の保護のため）、「相続させる」旨の遺言による財産処分に強力な効果を認めるべきでないといわれるのである⁽³⁹⁾。

②民法（相続関係）改正

以上の批判を前提として、法制審議会民法（相続関係）部会では、受益相続人が法定相続分を超える権利の取得を第三者に対抗するために対抗要件の具備を要するとする改正が検討されている。すなわち「相続人が遺言（相続分の指定、遺贈、遺産分割方法の指定）によって相続財産に属する権利を取得した場合であっても、その相続人は、その法定相続分に相当する割合を超える部分については、登記、登録その他の第三者に対抗することができる要件を備えなければ、第三者に対抗することができない」とするのである⁽⁴⁰⁾。遺言の内容を知り得ない第三者の取引の安全を図ることに加えて、「少なくとも相続人の法定相続分を超える部分については、遺言という意思表示があって初めて権利変動が生ずるものであり、必ずしも他の意思表示による権利変動と取扱いを異にすべき必然性はないと考えられること⁽⁴¹⁾」が、その根拠とされる。このような改正が実現すれば、「相続させる」旨の遺言による財産取得の対抗についても、特定遺贈と同様に、登記の具備が必要とされることになる。

2 預金債権の場合

次に預金債権についてみていこう。債権取得の対抗については第三者対抗要件とともに、債務者対抗要件（権利行使要件）の具備の要否も問題となる。債権が特定遺贈された場合の債務者対抗要件の要否については最上級審判決が存在する。最判昭和49年4月26日民集28巻3号540頁（「昭和49年最判」）は、貸金債権の特定遺贈を受けた受遺者が債務者に対して通知を行ったという事案について、「特定債権が遺贈された場合、債務者に対する通知又は債務者の承諾がなければ、受遺者は、遺贈による債権の取得を債務者に対抗することができない」とし、「右債務者に対する通知は、遺贈義務者からすべきであつて、受遺者が遺贈により債権を取得した

(38) この批判は平成14年最判が前提とした平成5年最判にも向けられる（右近健男「判批〔最判平成5年7月19日家月46巻5号23頁〕」判評442号（判時1543号）40-1頁（1995年））。

(39) 蕪山巖ほか『遺言法体系Ⅰ』（慈学社・補訂版・2015年）505-6頁〔横山長（補訂）蕪山巖〕。

(40) 「民法（相続関係）部会・資料9」前掲注（26）9頁。

(41) 「民法（相続関係）部会・資料5」前掲注（28）8-9頁。

ことを債務者に通知したのみでは、受遺者はこれを債務者に対抗することができないというべきである」とした。指名債権譲渡の債務者対抗要件としての通知は債権の譲渡人が行わなければならない（民法467条1項）。譲受人による通知を認めると、債権譲渡が存在しないにもかかわらず、債権譲渡があったと偽って通知がなされ、債務者を害するおそれがあるからである⁽⁴²⁾。それゆえ債権の特定遺贈の場合には、遺贈義務者（共同相続人全員又は遺言執行者）が債務者に対して通知を行わなければならない⁽⁴³⁾。債務者以外の第三者に対する債権取得の対抗についても、確定日付ある証書による遺贈義務者の通知又は債務者の承諾が必要になると考えられる（民法467条2項）。

これに対して「相続させる」旨の遺言による債権取得の対抗要件の問題を正面から扱った最上級審判決は存在しない。しかし不動産に関する平成14年最判を前提とすれば、受益相続人は第三者との関係で対抗要件を具備することなしに債権の取得を対抗できるものと解される。また判例が「相続させる」旨の遺言による不動産取得に第三者対抗要件を不要とする根拠を、「相続させる」旨の遺言による財産承継が包括承継としての性格を有することに求めているとすれば、債務者との関係においても、受益相続人は対抗要件の具備は必要とされないものと考えられる⁽⁴⁴⁾。

もっとも、平成14年最判に対して有力な批判が存在することは前述の通りであり、それによれば「相続させる」旨の遺言による債権取得について、第三者対抗要件・債務者対抗要件の具備が必要とされることになる⁽⁴⁵⁾。その場合、特定遺贈に関する昭和49年最判が判示する通り、債務者に対する通知は、被相続人の地位を承継する共同相続人全員又は遺言執行者が行うべきことになる（なお銀行実務では、相続預金の払戻しに、共同相続人全員の同意書の提出を求められることが多いとされるが、この同意書は債務者に対する通知としての性格を有することが指摘されている⁽⁴⁶⁾）。

法制審議会民法（相続関係）部会では、前述のように、「相続させる」旨の遺言による権利取得に第三者対抗要件を必要とする改正が提案されているが、債権については債務者対抗要件

(42) 広中俊雄編著『民法修正案（前三編）の理由書』（有斐閣・1987年）449頁。

(43) なお最判昭和48年11月22日金法708号31頁は、遺産分割により相続人が自己の法定相続分を超える貸金債権を取得した場合について、債務者との関係で、共同相続人による通知又は債務者の承諾を必要とすることを前提として、原審の結論を維持した。

(44) 平成14年最判以前のものであるが、野村重信『「相続させる」遺言がある場合の相続預金の払戻し』銀法564号45頁（1999年）。

(45) 燕山ほか・前掲注（39）511頁〔横山長（補訂）燕山殿〕は、平成14年最判の判例法理が「債権等を含む一般理論にならない」とする。

(46) 平成14年最判以前のものであるが、片岡義広ほか「遺言による預金の払戻手続」金法1153号60頁（1987年）。

の具備も必要とされる⁽⁴⁷⁾。また、可分債権を遺産分割の対象に含めるという改正提案に関連して、相続人が遺産分割によって法定相続分を超える割合の可分債権を取得した場合には、当該権利取得を対抗するために債務者対抗要件及び第三者対抗要件の具備を必要とし、その方法は相続人全員の通知又は債務者の承諾によることとしている⁽⁴⁸⁾。明示されてはいないものの、同様の規律が「相続させる」旨の遺言にも妥当するものと考えられる。

IV 遺言執行者の職務権限

1 不動産の場合

以上の「相続させる」旨の遺言による権利承継の仕組み及び対抗要件の要否に関する検討を前提として、遺言執行者の職務権限の存否及び内容についてみていこう。ここでも判例は不動産を「相続させる」旨の遺言について展開されてきたが、それに影響を与えたと考えられるのが、登記実務における遺言執行者の登記申請権限に関する理解の変遷である。当初は「相続させる」旨の遺言について遺言執行者が存在する場合、遺言執行者は相続を原因とする移転登記を単独で申請できるとされていた⁽⁴⁹⁾。しかし平成3年最判が、「相続させる」旨の遺言によって、受益相続人が遺産分割手続を経ることなく対象不動産を相続開始時に取得するとしたことを受けて、登記実務では遺言執行者が登記申請権限を有しないものと理解されるようになったのである⁽⁵⁰⁾。

さて、冒頭で紹介した平成15年東京高判に影響を及ぼしたと考えられる最上級審判決が、最判平成7年1月24日集民174号67頁（「平成7年最判」）である。この事件では、訴外Aが法定相続人の1人であるXに不動産を「相続させる」旨の遺言を作成し、Yを遺言執行者に指定した。相続開始後、相続を原因とするXへの移転登記がなされないうちに、Xを含む法定相続人5名の法定相続分に応じた共同相続登記がなされた。そこでXはYに対して、Yが遺言執行者として行うべきであった登記手続を怠ったことにより損害（弁護士への手数料及び慰謝料）を被ったとして、不法行為に基づく損害賠償を請求した。最高裁は「特定の不動産を特定の相続人甲に相続させる旨の遺言により、甲が被相続人の死亡とともに相続により当該不動産の所有権を取得した場合には、甲が単独でその旨の所有権移転登記手続をすることができ、遺言執行者は、

(47) 「民法（相続関係）部会・資料5」・前掲注（28）9頁（「なお、ここでの『権利』には、不動産や動産の所有権のような物権だけでなく、債権も含める趣旨であり、また、ここでの『第三者』には、相続財産に属する債権の債務者も含める趣旨である」）。

(48) 「民法（相続関係）部会・資料9」・前掲注（26）1頁。

(49) 質疑応答6220・登研424号221頁（1982年）。

(50) 質疑応答7200・登研523号140頁（1991年）。批判として竹下史郎『遺言執行者の研究』（成文堂・2005年）196-8頁〔初出1993年〕。

遺言の執行として右の登記手続をする義務を負うものではない」とした。前述（Ⅲ 1 ①）のように受益相続人は登記申請権限を有するので、遺言執行者が登記手続を行わなかったとしても、その職務懈怠の責任を問うことはできないとされたのである。

平成7年最判で問題となったのは遺言執行者の義務違反の存否であり、それと遺言執行者の遺言執行に関する権限の有無は別個の問題である。遺言執行者が登記申請などの権限を有する場合であっても、その権限を行使しないことが当然に遺言執行者の義務違反となるわけではないからである⁽⁵¹⁾。しかしながらその後の判例の展開においては、遺言執行者の権限と義務を表裏一体としたうえで、一定の場合に遺言執行者が不動産を「相続させる」旨の遺言を執行することを認める判決が登場することになる。それが最判平成11年12月16日民集53巻9号1989頁（「平成11年最判」）である。本稿の検討課題に関連する事実関係は、次の通りである。訴外Aは、当初、法定相続人の1人であるYに全財産を相続させる旨の遺言をしていた。しかしAはその後、当該遺言を撤回し、本件で問題となった土地をY以外の法定相続人5名に5分の1ずつ相続させること、弁護士Xを遺言執行者に指定することなどを内容とする新たな遺言を作成した。Aの死後、Yは旧遺言を利用して本件土地について所有権移転登記を経由した。そこでXがYに対して真正な登記名義の回復を原因とする5名の受益相続人への移転登記を請求した。最高裁はまず、不動産取引における登記の重要性に鑑みて、受益相続人に登記を取得させることが、対抗要件の要否とは関係なく（平成14年最判は対抗要件の具備を不要とした）、遺言執行者の職務権限に属するとする。そのうえで、平成7年最判との整合性を考慮して、「登記実務上、相続させる遺言については不動産登記法二七条により甲が単独で登記申請をすることができる」とされているから、当該不動産が被相続人名義である限りは、遺言執行者の職務は顕在化せず、遺言執行者は登記手続をすべき権利も義務も有しない」とする。遺言執行者が登記手続を行う権限を有しないことは、前述した登記実務の取扱いとも一致する。しかしながら、例外的に遺言執行者に登記手続に関する権限が認められる場合があることを、次のように述べる。「本件のように、甲への所有権移転登記がされる前に、他の相続人が当該不動産につき自己名義の所有権移転登記を経由したため、遺言の実現が妨害される状態が出現したような場合には、遺言執行者は、遺言執行の一環として、右の妨害を排除するため、右所有権移転登記の抹消登記手続を求めることができ、さらには、甲への真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記手続を求めることもできると解するのが相当である」。遺言の実現が妨害される状態を排除するために、遺言執行者の職務権限が認められるとするのである。

(51) 磯村保「判批〔最判平成11年12月16日民集53巻9号1989頁〕」水野紀子＝大村敦志編『民法判例百選Ⅲ親族・相続』（有斐閣・2015年）179頁。

本判決は、「相続させる」旨の遺言の対象財産についても、遺言執行者による遺言執行の余地があることを明らかにしたものと見える。本判決を受けて、登記実務では、遺言執行者による抹消登記請求又は移転登記請求を認容する判決が下された場合には、遺言執行者が判決書を添付して抹消登記又は移転登記を申請できるものとされるようになった⁽⁵²⁾。

しかしながら本判決の論旨には疑問も指摘されている。まず本判決が指摘する「遺言の実現が妨害される状態」が存在する場合でも、受益相続人は「相続させる」旨の遺言による権利取得に基づいてその状態を排除できるので、遺言執行者の職務権限が顕在化する理由が必ずしも明らかでない⁽⁵³⁾。これは、遺言執行者の職務を顕在化させる「遺言の実現が妨害される状態」が何を意味するかが不明確であると言い換えることもできる。また「遺言の実現が妨害される状態」を排除するために遺言執行者に抹消登記請求が認められるとしても、受益相続人に対する真正な登記名義の回復を原因とする所有権移転登記請求までも認める理由は問題となる。受益相続人以外の相続人による再度の妨害行為——被相続人名義に戻った不動産について再び共同相続登記を行うことなど——を防ぐことに根拠を求めるとすれば⁽⁵⁴⁾、「遺言の実現が妨害される状態」を予防するために遺言執行者に与えられる権限の範囲が問題となる。

2 預金債権の場合

以上のように論旨に不明確な点が残るものの、預金債権を「相続させる」旨の遺言をめぐる議論は、平成11年最判が定立した準則を前提として展開されている。遺言執行者の預金の払戻し権限を否定した平成15年東京高判に対しては、次のような批判が向けられることになる。「特定の預金を特定の受益相続人に『相続させる』遺言がなされた場合、預金の払戻し請求は、預金を受益相続人に取得させるという遺言の内容を具体的に実現するために必要な行為であり、不動産の相続登記の場合（上述の通り、受益相続人が単独で相続登記をすることができる）と異なり、受益相続人が単独で遺言内容を実現できる方途、すなわち、直接払戻し請求権を取得する、という明確な法的根拠がないことから、遺言執行者に払戻し請求権を認めるべきである⁽⁵⁵⁾」。受益相続人の払戻し請求権について「明確な法的根拠がない」とされる理由は必ずしも明らかではないが、おそらくは、銀行実務において相続預金の払戻しのために共同相続人全員の同意書等の提出が求められることが多いという事情を念頭に置いたものと考えられる。そのような銀行実務の取扱いによって、受益相続人は預金の払戻し等を直ちには請求できないことになる。

(52) 質疑応答7787・登研672号177頁（2004年）。

(53) 磯村・前掲注（51）179頁。

(54) 河邊義典「判批〔最判平成11年12月16日民集53巻9号1989頁〕」最判解民事篇平成11年度（下）1011頁。

(55) 水野ほか・前掲注（7）34頁。

そこでこの問題を回避するために、遺言執行者に預金の払戻し権限を認めるべきとされるのである。

実際、以上の理解に基づいて、遺言執行者に預金の払戻し権限を認めた下級審判決が存在する。東京地判平成24年1月25日金判1400号54頁は、遺言執行者からの預金の払戻し請求を拒絶した銀行の債務不履行責任・不法行為責任が問題となった事案において、遺言執行者の預金の払戻し権限について次のように述べる。「金融機関においては、遺言書がある場合の受益相続人からの預貯金の払戻請求に対しては、相続人全員の承諾等を証する書面や印鑑証明書の提出を求める取扱いを原則としているところも少なくないことから（…）、相続人全員の協力が得られなければ円滑な遺言の実現が妨げられることになりかねない。とすれば、かかる遺言の場合の預貯金債権の払戻しも『遺言の執行に必要な行為』に当たり、遺言執行者の職務権限に属するものと解するのが相当である。そして、遺言執行者は、遺言事項によっては、相続人との利害対立や相続人間の意見不一致、一部の相続人の非協力などによって、公正な遺言の執行が期待できない場合があるため、適正迅速な執行の実現を期して指定されるものであって、かかる観点からも、遺言執行者に預貯金債権の払戻権限を認めることは、預貯金債権について相続させる遺言をした遺言者の意思に反するものではないと解される」。共同相続人間の争いを回避し、円滑な遺言執行を実現するために、遺言執行者は預金の払戻し権限を有するとされるのである。

もっとも本判決は、預金の払戻しに共同相続人全員の同意書等の提出が必要とされることが多いという金融実務の現状を前提とするに過ぎず、そのような実務の取扱いを基礎づける法的根拠には言及していない。また預金の払戻し以外にも、遺言執行者による遺言執行が必要となる場合もあり得る。そこで、これまでの検討を踏まえて、最後に、遺言執行者がいかなる場合に、いかなる職務権限を有するのかを検討することにしたい。

3 検討

①預金の払戻し、預金契約の解約

預金債権を「相続させる」旨の遺言において遺言執行者を指定しておくことに合理的な理由が存在する場合としては、まず受益相続人が複数存在し、「相続させる」旨の遺言の内容（被相続人の意思）又は預金契約の内容に基づいて、預金債権が準共有となる場合を挙げることができる。このとき、預金の払戻しには受益相続人全員の同意が必要である（それゆえ、金融機関が受益相続人全員の同意書を提出させることには適法な権利行使を確認する意味がある）と考えられるが、遺言執行者は全受益相続人に代わって金融機関に対して預金の払戻しを請求することができる。そして遺言執行者が存在する場合、受益相続人は「遺言の執行を妨げるべき

行為をすることができない」(民法1013条)ので、遺言の執行に協力しない受益相続人が存在しても、遺言執行者は預金の払戻しを請求できることになる。

次に、複数の受益相続人に承継される預金契約上の地位について、遺言執行者が執行すべき事務を観念できる場合がある。預金の払戻しの前提として預金契約の解約が必要とされる場合、受益相続人は全員で解除権を行使し、又は金融機関と解約を合意する必要がある(この場合も金融機関が受益相続人全員の同意書の提出を求めることに合理性が認められる)。そこで遺言執行者は全受益相続人に代わって預金契約を解約し、預金の払戻しを請求する権限を有すると考えられる。ここでもやはり、受益相続人は遺言執行を妨げられないので、遺言執行者は受益相続人の意向に関わりなく、預金契約を解約し、預金の払戻しを請求できることになる。

このように預金債権の受益相続人が複数存在し、単独で預金の払戻し等を請求できない場合には、「相続させる」旨の遺言において遺言執行者を指定しておくことに合理性があると考えられる。これに対して受益相続人が単独で金融機関に預金の払戻し等を請求できる場合には、遺言執行者による遺言執行の余地が存在するのかが問題となる。例えば、遺言者の意思が、受益相続人に——預金債権というより——預金債権に係る給付(金銭)を取得させるものであった場合には、遺言執行者が(受益相続人に金銭を支払う前提として)預金契約の解除・預金の払戻しの請求を行う権限を有すると考えることもできる⁽⁵⁶⁾。そのような遺言の解釈が可能であ

(56) 赤沼・前掲注(3)47頁。

るか否かが、遺言執行者の職務権限の存否・内容を左右することになる⁽⁵⁷⁾。

②対抗要件としての通知

以上は、遺言執行者が金融機関から預金の払戻し等を請求できる場合であるが、遺言執行者の職務権限がこれに尽きるわけではない。まず「相続させる」旨の遺言による預金債権取得の対抗要件については、現在の判例法理を前提とすれば、受益相続人は、指名債権譲渡の対抗要件を具備することなく、預金債権の取得を債務者その他の第三者に対抗できる。それゆえ、この点について遺言執行者による遺言執行を想定することは困難である。しかしながら、「相続させる」旨の遺言による債権取得について対抗要件を必要とする立場を採用する場合には、共同相続人全員に代わって金融機関に対して預金債権の移転に関する通知を行うことが、遺言執行者の職務権限に含まれると解される。共同相続人の一部が金融機関への通知を拒む場合には、預金債権の承継に支障が生じるため、遺言執行者による執行の必要性が高いといえる。

前述のように、法制審議会民法（相続関係）部会では、「相続させる」旨の遺言による財産取得について対抗要件を必要とする改正が検討されている。そのことを前提として、遺言に別

(57) 以上の点に関連して、法制審議会民法（相続関係）部会におけるいくつかの立法提案が問題となる。まず遺言執行者の権限の明確化等について「③の財産〔遺言者が遺産分割方法の指定により遺産に属する特定の財産（動産、不動産、債権等）を特定の相続人に取得させる旨の遺言をした場合における当該財産〕が特定物である場合においても、遺言執行者は、受益相続人に対してその特定物を引き渡す権利及び義務を有しない」とする改正が提案されている（「民法（相続関係）部会・資料9」・前掲注（26）15頁）。これは有体物（動産・不動産）を念頭に置いたものと考えられるが、仮に同様の考慮が預金債権にも妥当し、遺言執行者は、預金契約を解約し、預金の払戻しを受けて受益相続人に金銭を分配する権限を原則として有しないとされるのであれば、本文で述べた処理を実現するには、「相続させる」旨の遺言において明示的に預金契約の解約や預金の払戻しに関する遺言執行者の権限を定めておく必要が生じることになる。なお、法制審議会民法（相続関係）部会の審議では、実務家の委員から「遺言執行者に預貯金を払い戻して受益者に引き渡す権限があることを明確にすべきである」との意見が出されている（増田勝久委員、山田攝子委員及び金澄道子幹事「遺言執行者の権限の明確化等」<http://www.moj.go.jp/content/001172189.pdf>）2頁。浅田隆委員「可分債権の取扱い（相続預金）等に関する意見」・前掲注（27）14頁も、遺言執行者が原則として債権の取立て・換価権限を有することを明らかにすべきであるとする）。また遺言執行者がある場合に相続人による執行妨害行為を禁じる民法1013条についても、「遺言執行者は、相続人その他の者に遺言の執行を妨害され、又は妨害されるおそれがあるときは、その妨害の排除又は予防のために必要な行為をする権限を有する」とする改正が提案されている（「民法（相続関係）部会・資料9」・前掲注（26）15頁）。その理由は、民法1013条に違反する相続人の行為を無効とする判例（大判昭和5年6月19日民集9巻550頁）によると「遺言の存否及び内容を知り得ない第三者に不測の損害を与え、取引の安全を害するおそれがある」（同18頁）ことに求められる。相続財産の属する財産の処分行為を念頭に置いた改正提案であるため、遺言執行者による預金契約の解約や預金の払戻しにいかなる影響を及ぼすかは明らかでない。なおこの改正提案についても実務家の委員から「相続人は、遺言執行者の権限に反する処分行為はできず、かかる処分行為は原則として無効とする現行法の規定を維持すべきである。相続人から権利を取得した第三者の保護については、別途規定を設けることで対処すべきである」とする意見が提出されている（増田勝久委員、山田攝子委員及び金澄道子幹事「遺言執行者の権限の明確化等」3頁）。

段の定めがない限り、対抗要件の具備が遺言執行者の権限に属することを明らかにすることが、改正の検討課題とされている⁽⁵⁸⁾。

③他の相続人による遺言実現の妨害の排除

また平成11年最判を前提とすれば、他の相続人によって「遺言の実現が妨害される状態」が生じている場合には、遺言執行者はそれを排除する権限を有することになる。それゆえ例えば、受益相続人以外の相続人が金融機関から預金の払戻しを受けた場合には、当該相続人に対して不当利得の返還を請求する権限を有すると考えられる（もっとも遺言執行者による当該権限の不行使が職務懈怠に該当するか否かは、受益相続人による不当利得返還請求の可能性など諸般の事情を考慮して判断すべきものと解される）。

V おわりに

以上のように、冒頭で紹介した平成15年東京高判の判示とは異なり、預金債権を「相続させる」旨の遺言について遺言執行者による執行が必要とされる場合は存在すると考えられる。しかし遺言執行者の職務権限の存否・内容は明確とは言い難い。本稿が指摘した遺言執行者の職務権限には、現在の判例法理を離れた解釈論・立法論を前提として肯定されるもの（対抗要件具備行為としての通知）も含まれる。また現在の判例法理を前提とした場合にも、遺言執行者の職務権限は、「相続させる」旨の遺言の内容、預金契約の内容、預金債権の性質などに依存することになる。民法（相続関係）の改正が検討されている現在において、立法によって遺言執行者の職務権限の内容を明確化することは重要な課題である。もっともその場合でも、遺言執行者が、いかなる理由に基づいて、いかなる職務権限を有するのかを明らかにする必要がある。本稿はそのような課題の限られた一面を切り取って検討したものに過ぎず、残された課題は多い。

(58) 「民法（相続関係）部会・資料9」・前掲注(26)では、「遺言者が遺産分割方法の指定により遺産に属する特定の財産（動産、不動産、債権等）を特定の相続人に取得させる旨の遺言をした場合において、遺言執行者があるときは、遺言執行者は、その相続人（以下「受益相続人」という）が対抗要件を備えるために必要な行為をする権限を有する」という改正案が提示されている（15頁）。なお「相続させる」旨の遺言による不動産の処分については、受益相続人が単独で登記申請できるという現在の登記実務を前提としつつ、遺言執行者にも登記申請権限を認めるべきであるとされる。その理由については、「対抗要件具備行為は、受益相続人にその権利を完全に移転させるために必要な行為であって、遺言の執行に必要な行為といえること、受益相続人が自ら単独で対抗要件具備行為をすることができる場合にも、必ずしも遺言執行者の権限を否定する必要はなく、むしろ相続に伴う権利変動をできる限り登記に反映させるためには、遺言執行者にもその権限を認めるのが相当であると考えられること等を考慮したものである」と説明される（18頁）。